

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第43号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td colspan="2" data-bbox="150 525 1081 572">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="150 574 882 622">27の5 [略]</td><td data-bbox="884 574 1081 622">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="150 624 882 1013"><u>28 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（導入計画に係る農地が他の市町村の区域にわたるものを除く。）</u> <u>（1） 法第4条第1項の導入計画の認定</u> <u>（2） 法第5条第1項の導入計画の変更の認定</u> <u>（3） 法第5条第2項の導入計画の認定の取消し</u> <u>（4） 法第9条の導入計画の実施状況の報告の徴収</u></td><td data-bbox="884 624 1081 1013">盛岡市、一関市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、矢巾町及び西和賀町</td></tr><tr><td data-bbox="150 1015 882 1062">29 [略]</td><td data-bbox="884 1015 1081 1062">[略]</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="150 1064 1081 1112">[略]</td></tr></table>	[略]		27の5 [略]	[略]	<u>28 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（導入計画に係る農地が他の市町村の区域にわたるものを除く。）</u> <u>（1） 法第4条第1項の導入計画の認定</u> <u>（2） 法第5条第1項の導入計画の変更の認定</u> <u>（3） 法第5条第2項の導入計画の認定の取消し</u> <u>（4） 法第9条の導入計画の実施状況の報告の徴収</u>	盛岡市、一関市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、矢巾町及び西和賀町	29 [略]	[略]	[略]		<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td colspan="2" data-bbox="1158 525 2089 572">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="1158 574 1888 1013">28 [略]</td><td data-bbox="1890 574 2089 1013">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="1158 1015 1888 1062">29 [略]</td><td data-bbox="1890 1015 2089 1062">[略]</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1158 1064 2089 1112">[略]</td></tr></table>	[略]		28 [略]	[略]	29 [略]	[略]	[略]	
[略]																			
27の5 [略]	[略]																		
<u>28 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（導入計画に係る農地が他の市町村の区域にわたるものを除く。）</u> <u>（1） 法第4条第1項の導入計画の認定</u> <u>（2） 法第5条第1項の導入計画の変更の認定</u> <u>（3） 法第5条第2項の導入計画の認定の取消し</u> <u>（4） 法第9条の導入計画の実施状況の報告の徴収</u>	盛岡市、一関市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、矢巾町及び西和賀町																		
29 [略]	[略]																		
[略]																			
[略]																			
28 [略]	[略]																		
29 [略]	[略]																		
[略]																			
備考 改正部分は、下線の部分である。																			

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同項に規定する導入計画（この条例による改正前の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例別表第2の28の項の右欄に掲げる市町の長が同項第1号の認定をしたものに限る。）に関する認定の取消し及び報告の徴収に係る事務については、この条例

による改正後の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の規定にかかわらず、当該市町の長が管理し、及び執行する。